



はじめに

21世紀を迎え、少子高齢化が急速に進展するなど社会が大きく変化する中、家庭や地域が助け合う機能が低下し、地域住民のつきあいが少なくなるなど、地域のつながりが薄くなってきており、地域福祉の推進が強く求められています。

このような中、本町では、これまで「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「次世代育成支援対策行動計画」、「障害福祉計画」などの個別計画に基づき各種福祉施策を積極的に推進してまいりましたが、一方、小学校区ごとに設立されている地区社会福祉協議会やコミュニティ組織も、コミュニティセンター等を拠点として子どもの居場所づくりや高齢者を対象にしたいきいきサロンを実施するなど、多彩な地域福祉活動を展開してまいりました。

このように、これまでは行政や地域住民、地域福祉団体、ボランティア、事業者等がそれぞれの立場で個々に地域福祉活動を推進することが多くありましたので、地域福祉に関わるすべてのものがそれぞれの役割を分担し、相互に協働して取り組み、地域福祉の理念を実現するための指針として、このたび「上三川町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画では、「こころつながる、安心としあわせが実感できるまち、みんなで協力し合い築く地域福祉」という基本理念を定め、各種施策を体系づけています。

今後は、本計画に基づき、地域住民、地域組織、事業者、行政等がそれぞれの役割を認識し、相互に補完し合いながら地域福祉活動を推進していくことにより、それぞれの地域社会が、ひいてはこの町が安心としあわせの実感できる町になるものと考えておりますので、町民の皆様の特段の御支援と御協力をお願いいたします。

平成19年3月 上三川町長 猪瀬 成男

計画の策定にあたって2
計画策定の背景2
地域福祉計画の意義2
地域福祉計画の位置づけ2
計画の期間3
計画の基本理念と基本目標3
計画の基本理念3
計画の基本目標3
施策の体系4
思いやりのあふれる福祉のこころづくり5
共に支え合う仕組みづくり
地域福祉を支える人づくり5
自立した生活を送ることができる基盤づくり6
安心して暮らせる環境づくり7



計画の策定にあたって

計画策定の背景

近年わが国では、少子高齢化をはじめとして、社会が大きく変化しています。また人々の価値観や考え方、ライフスタイルも多様化しています。こうした中、地域社会の成り立ちも大きく変わってきており、家庭や地域がお互いに助け合う機会が減ったり、地域住民同士のつきあいが少なくなってきています。そのためボランティアなどの新しい考え方も入れながら、変化する社会の流れに適した新たな地域のつながりが求められるようになってきました。

国では、このような社会の変化に対応し、誰もが安心して暮らせる福祉社会を将来にわたりつくっていくために、「社会福祉基礎構造改革」と呼ばれる福祉制度の根幹的な改革が進められています。これは、社会福祉の考え方を、従来の社会的弱者への「措置・給付」から、必要な人が必要な福祉サービスを選んで利用していく「契約・利用」へと考え方を転換するものです。その中で、地域福祉の充実は大きな柱の一つになっており、平成12年(2000年)には社会福祉事業法が社会福祉法に全面改正され、地域福祉の推進が法的に明記されました。

地域福祉計画の意義

地域のつながりが薄くなっている今日、地域福祉の取り組みを進めていくために、まず地域の住民がお互いを知り合えるようにすることや、地域活動が活発に行われるようにしていくことが大変重要になっています。また援護を必要とする人一人ひとりにきめ細かに対応していくためには、行政など公的な機関による施策、サービスだけでなく、住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所など地域に関わるものの主体的な活動や、お互いの協働による取り組みなども必要となっています。

地域福祉計画は、多くの町民から出された課題に対して、町が地域で行う取り組みの方向性や基本的な考えを示し、今後、施策を展開していく上での柱立てや推進の基本事項を定めるものであり、いわば地域福祉を推進するための基本計画的な役割を担うものです。また高齢者福祉や障害者福祉など個別分野の具体的な施策展開は、この計画と整合性を図りながら、それぞれの分野別計画で事業展開するものです。

一方、このような策定の過程や地域に関わるすべてのものがそれぞれの役割を分担し、相互に協働して取り組み、理念の実現をめざしていることから、この計画は、多様な主体により実現される社会計画としての側面も有し、今後さまざまな主体が地域で展開する取り組みが計画的に進められる道筋を示すという役割もあります。

地域福祉計画の位置づけ



地域福祉計画は、地域福祉を推進するため、社会福祉法第107条の規定に定められている事項(①地域における福祉サービスの適切な利用の推進 ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進)とその他、健康の増進と福祉の向上に関する事項などを明らかにするものです。

地域福祉計画は、上三川町総合計画を上位計画とし、その地域福祉に関する事項を具体化するものと位置づけられます。また本計画は、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援対策行動計画、障害福祉計画などの分野別計画に関し、それらの計画にかかる地域福祉の視点や理念・方針、推進方向などを明示し、地域における展開を総括する役割をもちます。

このため、本計画は、地域の視点から、高齢者・障害者・児童などの個別行政分野に共通する理念・考え方を明らかにするとともに、それらにまたがる基本的な事項を分野横断的に定める計画であり、総合計画と分野別計画の中間に位置づけられるものです。

計画の期間

計画の期間は、平成19年度から平成28年度までの10か年とし、平成23年度に、 進捗状況や社会情勢の変化等に応じ必要な見直しを行います。

計画の基本理念と基本目標

計画の基本理念

本計画の基本理念を次のように定めます。

こころつながる 安心としあわせが実感できるまち みんなで協力し合い築く地域福祉

「こころつながる安心としあわせが実感できるまち」は、「町民一人ひとりが、年齢、性別、障害の有無、社会的地位などに関わりなく、個人として尊重され、お互いに認め合い、こころをつなげることにより、安心して希望のもてるまち」をつくることを表しています。

また、「みんなで協力し合い築く地域福祉」は、「地域の中で、住民、ボランティア団体、行政等が協力して、お互いに支え合うことにより、住みよい上三川をめざす地域福祉づくり」を表しています。

計画の基本目標

思いやりあふれる福祉のこころづくり

私たちは、子どもから高齢者まで町民一人ひとりが、人を、地域をお互いに育て合い、人権を尊重する、思いやりあふれるまちづくりを推進します。



共に支え合う仕組みづくり

私たちは、地域住民相互のふれあいを大切にするとともに、地域活動に主体的に参加し、お互いに支え合える仕組みづくりを推進します。

地域福祉を支える人づくり

私たちは、自分の住んでいる地域に関心をもち、地域の生活課題を自分自身の問題として捉えられるよう、人づくり、組織づくりを推進します。

自立した生活を送ることができる基盤づくり

私たちは、支援を必要とする人たちが住み慣れた地域で、健康で心豊かに自立した生活ができる、地域福祉の基盤づくりを推進します。

安心して暮らせる環境づくり

私たちは、町民一人ひとり、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、それぞれの能力を活かした社会生活や快適な日常生活を送れるよう、安心して生活できる環境づくりを推進します。

施策の体系

①福祉教育・人権教育の推進 (1)福祉教育・人権教育の推進 ②ボランティア教育の推進 ③福祉体験学習の推進 ①福祉の出前講座の実施 基本目標 ● 1 (2)意識啓発の推進 ②公民館活動を通じた啓発の推進 思いやりあふれる 福祉のこころづくり ①世代間交流事業の推進 (3)交流の促進 ②交流の推進 ①男女共同参画の推進 (4)男女共同参画による地域福祉の推進 ②男性のボランティア活動の促進 ①気軽に参加できるつどいの場づくり (1)福祉コミュニティづくりの推進 基本目標 ●2 ②新旧住民の交流機会づくり 共に支え合う ①ご近所づきあいの推進 仕組みづくり (2)地域活動の活性化 ②地域で支え合うルールづくり ③地域を考え、見直すきっかけづくり ①青少年のボランティア活動参加促進 ②団塊世代のボランティア活動等参加促進 (1)福祉ボランティアの育成 ③障害者のためのボランティアの育成 基本目標 ●3 ④ボランティアセンター機能の充実 地域福祉を支える 人づくり ①NPOや住民活動団体の創設支援 (2)各種団体の育成 ②情報の提供 ③連絡会議、講習会の開催 ①相談体制の周知、充実 ②相談窓口業務の充実 (1)相談支援体制の充実 ③社会福祉施設の機能の活用 ④サービスへつなぐ仕組みの充実 ①ガイドブックの内容充実等 (2)情報提供体制の充実 ②分かりやすい情報の提供 ①苦情解決制度の周知 (3)利用者の権利擁護 ②地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の周知、定着 ③自己評価と第三者評価 基本目標 ●4 自立した生活を送るこ ①高齢者の社会参加の促進 (4)社会的な支援を必要としている人 ②認知症高齢者の家族への支援 とができる基盤づくり への支援 ③障害児・者の家族への支援 ④地域ぐるみの子育ての推進 ⑤不登校、ひきこもり対策の推進 (5)保健、医療、福祉等の連携による ⑥生活困窮者対策の推進 総合的な対応 ①町民の理解促進 (6)社会福祉協議会の基盤強化 ②機能の強化 ①地域福祉活動拠点の整備 (7)地域の福祉拠点づくり ②総合的な地域福祉拠点の確保 ①人にやさしい居住環境の整備 (1)バリアフリー化やユニバーサル ②外出しやすい環境整備 デザインによるまちづくり ③情報のバリアフリーの推進 ①コミュニティバスの導入 (2)移動手段の確保 ②路線バスの低床化促進 基本目標 ● 5 ①高齢者・障害者の安否確認の推進 安心して暮らせる (3)安心・安全な地域づくり ②子ども等の安全確保 環境づくり ①自主防災組織の育成 (4)地域の防災力・防犯力の向上 ②災害等緊急時の支援体制の整備 ③地域防災・防犯体制の整備 ①発見機能の強化 (5)サービス利用が困難な人への支援 ②支援制度の周知

〔●1 思いやりあふれる福祉のこころづくり

(1) 福祉教育・人権教育の推進

①福祉教育・人権教育の推進

町民の福祉意識、人権意識の醸成を図るため、学校教育の場、 生涯学習の場をはじめあらゆる場で、福祉教育、人権教育の推 進を図ります。

②ボランティア教育の推進

児童、生徒を対象に、社会福祉への関心や理解を深めてもらうために、地域での具体的なボランティア活動を通して、思いやりの心をはぐくみます。

③福祉体験学習の推進

学校等からの要請に基づき、高齢者の疑似体験や車椅子体験 等を実施します。

(2) 意識啓発の推進

①福祉の出前講座の実施

福祉意識を高めるため、地域に出向く、福祉の出前講座を開催します。

②公民館活動を通じた啓発の推進

福祉への理解を深めるため、公民館事業において人権意識の啓発のための講座を設けます。

(3)交流の促進

①世代間交流事業の推進

地域の高齢者と子どもが昔遊びや餅つき等の交流会を通してふれあえるよう、世代間の交流事業を推進します。

②交流の推進

障害のない児童生徒と障害のある同世代の児童生徒が相互理解を深められるよう、交流教育や福祉施設との交流等を推進します。

(4) 男女共同参画による地域福祉の推進

①男女共同参画の推進

男女共同参画による地域 福祉に向けて、啓発パンフ レットの発行や地域住民を 対象とした出前講座の実施 等により、啓発の推進を図 ります。

②男性のボランティア活動 の促進

男性の参加しやすいボランティア講座を開催し、男性ボランティアの育成を図ります。



〔 ●2 共に支え合う仕組みづくり

(1)福祉コミュニティづくりの推進

①気軽に参加できるつどいの場づくり

住民どうしが日常的なあいさつや会話などを通じてお互いに 知り合うとともに、つながりをより深めていくための、気軽で 楽しいつどいの場づくりを推進し、地域におけるコミュニケー ションの活発化を図ります。

②新旧住民の交流機会づくり

新しく転居して来た住民が、地域に早くなじみ、地域に愛着

を持てるように、新旧住民の交流を目的とするイベントの開催 促進など、住民同士の交流を図り、住民が一体となった地域づ くりをめざします。

(2) 地域活動の活性化

①ご近所づきあいの推進

地域が見守りや声かけなど継続的な働きかけを日常的に行えるよう、ご近所づきあいの推進を図ります。

②地域で支え合うルールづくり

個人のプライバシー保護に配慮し、地域での見守りや声かけなどの際に一定の方針・基準を設けるなど、ルールづくりに取り組みます。

③地域を考え、見直すきっかけづくり

地域伝統行事の後継者養成への事業に対する助成により、地域を考え、見直すきっかけづくりを行い、近所づきあい、見守りなどを大切にする風土づくりを推進します。

●3 地域福祉を支える人づくり

(1)福祉ボランティアの育成

①青少年のボランティア活動参加促進

町社会福祉協議会が実施している中学生・高校生サマース クールの充実を促進するとともに、学校教育の場においても児 童・生徒等のボランティア活動の支援や教員の研修などを推進 します。

また、若い世代が、ボランティア活動、地域活動に関心をもち、参加していくよう支援に努めます。

②団塊世代のボランティア活動等参加促進

地域で身近な福祉活動を行う人材として、退職を迎える団塊の世代に対して、ボランティア活動への参加を積極的に働きかけたり、元気な高齢者がボランティア活動、地域活動に関心をもち、参加していくよう支援に取り組みます。

③障害者のためのボランティアの育成

重度の障害者を支援でき、その症状に対応できる専門知識を もったボランティアの育成に努めます。

④ボランティアセンター機能の充実

ボランティアに参加したい人たちとボランティアを必要としている人たちをつなぐためにボランティアコーディネーターを 養成するなど、町社会福祉協議会のボランティアセンター機能の一層の充実に向けた支援を行います。

(2)各種団体の育成

①NPOや住民活動団体の設立支援

多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、町と協働して地域福祉を推進する団体として、NPO法人をはじめとする住民活動団体の設立を支援します。

②情報の提供

他市町村の団体の活動事例や、民間財団の補助金情報等をインターネットや専門誌等のさまざまな媒体を通じて収集するとともに、関係団体にその情報を提供します。

③連絡会議、講習会の開催

地域ごとに組織されている団体(老人クラブ、PTA等)の 連絡会議や、活動の異なる団体間(自治会とボランティア等) での会議等、情報交換の必要性が高い団体間で連絡会議や講習 会を開催します。

(●4 自立した生活を送ることができる基盤づくり)

(1)相談支援体制の充実

①相談体制の周知、充実

町の相談窓口、民生児童委員、障害者相談員等の紹介を行い 相談体制の周知に努めるとともに、民生児童委員や障害者相談 員等に対する研修の充実など支援に努めます。

②相談窓口業務の充実

介護保険制度の改正や障害者自立支援法の施行など、社会福祉制度の転換期にあって、町民が必要なサービスを適切に利用できるよう、町の相談窓口や地域包括支援センター等を核に、身近なところで福祉分野を問わずワンストップ対応の相談が受けられる体制の整備を図ります。

③社会福祉施設の機能の活用

コミュニティセンターや地域福祉センター等の社会福祉施設 が地域の相談窓口や情報提供の役割を果たすなど、社会福祉施 設などの社会資源が地域と連携し、地域福祉を推進できるよう 支援します。

④サービスへつなぐ仕組みの充実

住民をはじめ、民生児童委員や地域組織、保健・医療・福祉 関係者、地区社協など地域の関係者の連携により、高齢者だけ でなく、障害者や子どもをはじめ、すべての住民を対象に、地 域での見守り、福祉ニーズの発見、専門機関へのつなぎを行う 仕組みを充実します。

(2)情報提供体制の充実

①ガイドブックの内容充実等

利用者が福祉サービスなどの情報を入手しやすく、有効に活用できるよう、高齢者、障害者、子育てに関するガイドブックの内容の充実や適切な配布に努めます。

②分かりやすい情報の提供

ホームページを積極的に活用するなど分かりやすい情報の提供に努めます。特に、高齢者や障害者にあっては、その人の状況に配慮した情報提供を推進します。

(3) 利用者の権利擁護

①苦情解決制度の周知

福祉サービス利用援助事業の適正な運営と福祉サービスの 苦情の解決を行う機関としては、栃木県社会福祉協議会に福祉 サービス運営適正化委員会が設置されており、これについて住 民への一層の周知を図るとともに、有効活用がなされるよう環 境づくりを推進し、苦情の解決を図ります。

②地域福祉権利擁護事業、成年後見制度の周知、定着

サービス利用希望者が地域福祉権利擁護事業、成年後見制度を十分に活用できるよう、広く住民に制度を周知し、定着を図ります。

また、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度は、補完し合いながら後見的支援により住民の権利を擁護する制度であり、両制度の効果的な活用と支援の質の向上、関係機関や身近な地域での取り組みなどとの連携により、より効果的な支援のあり方を検討します。

③自己評価と第三者評価

サービス提供事業者に自己評価と第三者評価事業への取り組みを働きかけ、当事者やサービス事業者などと利害のない第三者によって、サービスの内容、スタッフの資質、施設・設備のチェックなどを公平・公正にかつ客観的に評価するサービス等第三者評価体制等の導入を促進します。

また、公的サービスについては行政評価システムの導入によ

り、サービスの客観的評価を行い、常にサービスの質を検討し、 さらなるサービスの向上に取り組みます。

(4) 社会的な支援を必要としている人への支援

①高齢者の社会参加の促進

地域の行事や活動に高齢者の参加者を増加させるため、行事を主催する団体への支援を行うほか、身近な地域で気軽に集まることのできる場づくりに努めます。

②認知症高齢者の家族への支援

徘徊する高齢者を地域全体で探すことのできるシステムづくりに努めるとともに、地域包括支援センター等、対応窓口の周知を図ります。

③障害児・者の家族への支援

重度の障害児・者を介護している家族等の負担を軽減するため、障害者を一時預かる日中一時支援事業、ショートステイ事業を充実させるとともに、ボランティアや近隣の住民が障害者の家族を支える仕組みづくりに努めます。

④地域ぐるみの子育ての推進

親同士の情報交換の場、子育て学習の場を充実し、育児力の 向上を図るとともに、学校外活動の支援や活動を支える人材の 育成に努めます。

⑤不登校、ひきこもり対策の推進

不登校やひきこもりの予防を図るため、早期発見、予防のためのネットワークづくりを進めるとともに、相談窓口の紹介、 周知を図ります。

⑥生活困窮者対策の推進

生活困窮者の経済的自立を図るため、相談窓口の紹介、周知 を図ります。

(5) 保健、医療、福祉等の連携による総合的な対応

高齢者、障害者、子育て中の人に対する福祉、 保健、医療サービスをはじめ、すべての住民の 健康と暮らしの安心・安全を確保するための総 合的なサービスを提供していけるよう、町の担 当部署間をはじめ、福祉、保健、 医療に携わる各団体間の緊密 な連携により、ニーズや実態に

(6) 社会福祉協議会の基盤強化

応じた情報の提供、調整・連絡

①町民の理解促進

町民に対して、社会福祉協議会が実施している事業を周知し、 理解を促進します。

②機能の強化

に努めます。

経営の視点を導入した事業運営、調整能力の強化等、今後の 社会福祉協議会に必要とされる機能の強化を促進します。

(7) 地域の福祉拠点づくり

①地域福祉活動拠点の整備

地域の既存施設のあり方を地域福祉活動の視点から見直し、 コミュニティ関連施設、空き教室、福祉施設の会議室、空き店 舗などを有効活用するなど、地域の実情に応じた活動拠点づく りを推進します。

②総合的な地域福祉拠点の確保

町を挙げて地域福祉を推進するため、推進施設となる総合的 な地域福祉拠点の確保に努めます。

●5 安心して暮らせる環境づくり

(1) バリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくり

①人にやさしい居住環境の整備

要援護者が安心して家庭や地域で生活できるよう住宅の改造・改善整備を進めるとともに、家族介護の負担軽減を図ります。

②外出しやすい環境整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づき、段差の解消や歩道の整備等、計画的に道路や公共施設のバリアフリー化を進めます。

③情報のバリアフリーの推進

情報を入手する上で障害となるさまざまな条件に対応できる 情報提供体制の構築を進めます。

また、インターネットを積極的に活用するとともに、障害の有無や年齢にかかわらず、だれもがやさしく、見やすく、楽しく利用できるよう、町ホームページのユニバーサルデザイン化を進めます。

手話通訳者・要約筆記者派遣事業の実施や点字による表記の確保等に努めます。

(2)移動手段の確保

①コミュニティバスの導入

移動手段を確保するため、コミュニティバスの導入を推進し ます。

②路線バスの低床化促進

だれでも利用しやすいよう、路線バスの低床化等を事業者に 働きかけます。

(3)安心・安全な地域づくり

①高齢者・障害者の安否確認の推進

ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、障害者等援護を要する世帯などに対する地域での見守り活動を支援するため情報を 提供するとともに、見守り活動の組織化について検討します。

②子ども等の安全確保

子どもを守るための環境整備に努めるとともに、見守りの輪を地域住民に広げるなど、地域と連携した犯罪予防機能を強化します。

また、学校や警察、自治会等、関係者の情報交換を強化します。

(4) 地域の防災力・防犯力の向上

①自主防災組織の育成

災害発生時の被害を最小限に抑えるため、地域で取り組む防 災活動を支援し、隣近所の助け合いによる初期消火や救出救護、 避難誘導活動を行う自主防災組織の育成を図ります。

②災害等緊急時の支援体制の整備

ひとり暮らし高齢者等の急病への対応や、災害等に自力避難 困難者が迅速に避難できるよう、地域住民による見守り活動を 支援するとともに、地域内の要援護者の把握と情報の共有化を 推進します。

また、災害時における情報弱者への対応を検討するとともに、避難所のバリアフリー化に努めます。

要援護者に対して、災害時においてもきめ細やかな支援が行えるよう、避難先やサービス提供に関するマニュアルを作成します。

③地域防災・防犯体制の整備

警察署や消防署等の関係機関と連携を密にし、犯罪・事故等 についての情報共有を行います。

(5) サービス利用が困難な人への支援

①発見機能の強化

孤独死や虐待、DV(ドメスティック・バイオレンス)などの問題について、民生児童委員など住民と接する機会の多い関係者・関係機関の情報交換・連携により対応力を強化します。

②支援制度の周知

判断能力が不十分な人の金銭管理や、サービスの利用を援助するため、町社会福祉協議会等が実施している地域福祉権利擁護事業や、成年後見制度について、制度の周知を推進します。

地域福祉計画全文、地域福祉計画概要版は、 町のホームページに掲載されています。 http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp



上三川町役場 健康福祉課 社会福祉係

〒329-0696 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地 電話番号: 0285-56-9128 FAX 0285-56-7493 メール kenkou01@town-kaminokawa.tochigi.jp

